

法人税法 解答速報

第75回税理士試験 法人税法解答速報 第1版(2028年8月8日 18:30現在)

解答は弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。

また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問1 (10点)

1 益金算入額

A社の当期におけるB社に対する製品Xの販売に係る益金の額に算入することとなる金額①は、次の理由により、990,000円②である。

2 収益の額の益金算入時期

内国法人の資産の販売③若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定め（法22条4項を除く。）があるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し④又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入⑤する。

3 収益の額の測定

2の規定によりその事業年度の益金の額に算入する金額⑥は、別段の定め（法22条4項を除く。）があるものを除き、その資産の引渡し時の価額⑦又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額相当額とする。なお、この価額は、値引きを見込んだ価額⑧となる。

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問 2(1) (続き)

金額を利益積立金額及び寄附修正事由が生じた時の直前の子法人の株式等の帳簿価額に加算する。

子法人が受けた受贈益の額×持分割合 － 子法人が支出した寄附金の額×持分割合①

3 E社の取扱い

内国法人がその内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。したがって、100万円は損金の額に算入されない①。

また、寄附修正により、所有するF社株式の帳簿価額は10万円増額し、利益積立金額は帳簿価額10万円の増額に伴い、10万円増額①する。

4 F社の取扱い

内国法人がその内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、各事業年度の益金の額に算入しない。したがって、100万円は益金の額に算入されない①。

また、寄附修正により、所有するE社株式の帳簿価額は10万円減額し、利益積立金額は帳簿価額利益積立金額はE社株式の帳簿価額10万円の減額に伴い、10万円減算する①。

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

問 2 (2)

1 取扱い

旅行費用2,000,000円は、G協会の当期の所得の金額の計算上、全額損金の額に算入されない④。

2 交際費等の額の損金不算入

法人が各事業年度において支出する交際費等の額（その事業年度終了の日における資本金又は出資金の額が百億円以下である一定の法人については、接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額）①は、その事業年度の損金の額に算入しない①。

3 中小法人の特例（定額控除限度額）

G協会は、資本金がない普通法人（非営利型の一般社団法人）①であるため、総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額及びその事業年度に係る利益の額を控除した金額の60%が1億円以下①であれば、中小法人の特例である定額控除限度額を適用①できるが、1億6千8百万円となる①ため、適用できない①。

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

問3 (20点)

1 取扱い
本間の合併は、無対価合併であり、完全支配関係がある者間の合併であるため、適格合併に該当①するが、次の理由により、未処理欠損金額は、全額引き継げず③、資産の譲渡損失は、全額損金不算入③となる。
2 欠損金額の引継制限
(1) 引継ぎ
適格合併が行われた場合には、被合併法人のその適格合併の日前10年（一定の場合は9年）以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損金額は、その合併法人において生じた欠損金額とみなす①。
(2) 引継制限
(1)の未処理欠損金額には、次のいずれにも該当しない場合①には、その被合併法人の一定の欠損金額を含まない①。
① その適格合併が共同で事業を営むための合併として一定の要件を満たす場合①
② その被合併法人と合併法人との間にその適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日①、その被合併法人の設立の日又はその合併法人の設立の日①のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合①
3 特定資産の譲渡損失
内国法人と支配関係法人との間でその内国法人を合併法人等①とする特定適格組織再編成等が行われた場合（一定期間の支配関係がある場合を除く。）①には、その内国法人の適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額①は、各事業年度の損金の額に算入しない①。
(注1) 特定適格組織再編成等とは、適格合併等のうち、共同で事業を営むための適格組織再編成等として一定のものに該当しないもの①をいう。
(注2) 適用期間とは、その特定組織再編成事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日（その経過する日とその内国法人とその支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなった日以後5年を経過する日後となる場合には、その5年を経過する日）までの期間①をいう。

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

問 3 (続き)

[illegible]

【合計50点】

**8月8日(金) 20:00 より解答速報会をLIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！**

無断転写禁

法人税法 解答速報

〔第二問〕

(1)

【資料2】

調整	加算・減算の別	金額
建物C圧縮積立金認定損	減算	★30,000,000円
機械装置D圧縮積立金認定損	減算	★10,000,000円
建物C圧縮積立金積立超過額	加算	★15,241,529円
機械装置D圧縮積立金積立超過額	加算	10,000,000円
建物C減価償却超過額	加算	★789,170円
機械装置D減価償却超過額	加算	★83,612円
特別償却準備金取崩しもれ	加算	★1,800,000円

計算過程

1. 圧縮記帳

(1) 減失経費

① 建物

$$2,265,000 \times \frac{50,000,000}{50,000,000 + 25,000,000} + 5,000,000 = 6,510,000\text{円}$$

② 機械

設備の種類が異なり、適用なし

(2) 差引保険金等

$$50,000,000 - (1)\text{①} = 43,490,000\text{円}$$

(3) 保険差益金

$$(2)\text{①} - 28,600,000 = 14,890,000\text{円}$$

(4) 圧縮限度額

※ $(2)\text{①} < 60,000,000\text{円}$ ∴ $(2)\text{①}$

$$14,890,000 \times \frac{59,470,000}{60,000,000} = 14,758,471\text{円}$$

(5) 圧縮超過額

① 建物

$$30,000,000 - (4)\text{①} = 15,241,529\text{円}★$$

② 機械

$$10,000,000 - (4)\text{②} = 10,000,000\text{円}$$

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

【資料 2】(続き)

計算過程

2. 減価償却

(1) 建 物

① 償却限度額

$$(60,000,000 - ※14,889,999) \times 0.053 = 2,390,830 \text{円}$$

$$※ 14,758,471 \times \frac{60,000,000}{59,470,000} = 14,889,999 \text{円}$$

② 償却超過額

$$3,180,000 - ① = 789,170 \text{円}$$

(2) 機 械

① 償却限度額

$$41,415,500 \times 0.167 = 6,916,388 \text{円} \geq 42,000,000 \times 0.05566 = 2,337,720 \text{円}$$

$$\therefore 6,916,388 \text{円}$$

② 償却超過額

$$7,000,000 - ① = 83,612 \text{円}$$

3. 特別償却準備金取崩もれ

$$12,600,000 \times \frac{12}{84} = 1,800,000 \text{円}$$

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

【資料3】

調整	加算・減算の別	金額
土地E計上もれ	加算	★825,600円
土地E圧縮超過額	加算	★4,580,000円
建物F減価償却超過額	加算	★9,311,598円

計算過程	
1. 圧縮記帳	
(1) 判定	
土地E $68,800,000 - 65,000,000 = 3,800,000円 \leq 68,800,000 \times 20\% = 13,760,000円$	
∴法50	
建物F	
譲渡直前の用途と同一の用途に供していない ∴法50適用なし、一定の要件満たし措法65の9	
(2) 圧縮限度額	
土地E $68,800,000 - (32,000,000 + 780,000 + 3,800,000) = 32,220,000円$	
建物F	
① 差益割合 $\frac{16,000,000 - (9,000,000 + 192,000)}{16,000,000} = 0.4255★$	
② 限度額 $15,200,000 + 182,400 + 7,000,000 = 22,382,400円 > 16,000,000円$ ∴16,000,000円	
$16,000,000 \times 0.4255 \times 80\% = 5,446,400円$	
(3) 圧縮超過額	
土地E $36,800,000 - 32,220,000 = 4,580,000円$	
建物F $6,000,000 - 5,446,400 = 553,600円$ (償却費)	
2. 減価償却	
(1) 耐用年数	
$7,000,000円 \leq (15,200,000 + 182,400) \times 50\% = 7,691,200円$ ∴簡便法	
$(31 - 14) + 14 \times 20\% = 19.8 \rightarrow 19年★$	
(2) 償却限度額	
$(22,382,400 - 5,446,400) \times 0.053 \times \frac{3}{12} = 224,402円$	
(3) 償却超過額	
$(1,800,000 + 182,400 + 7,000,000 + 553,600) - 224,402 = 9,311,598円$	

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

【資料4】

調整	加算・減算の別	金額
所得税額等還付金益金不算入額	減算	★2,107,364 円
事業税還付金収入計上もれ	加算	★2,391,700 円
損金経理納税充当金	加算	★13,736,700 円
計算過程		
1 所得税額等還付金益金不算入額 $824,865 + 1,282,499 = 2,107,364$ 円		

【資料5】

調整	加算・減算の別	金額
役員給与損金不算入額	加算	★9,960,000 円
過大使用人給与損金不算入額	加算	★1,920,000 円
未払使用人賞与否認	加算	★13,300,000 円
計算過程		
1. 同族会社の判定 (1) I グループ $I 4,000 + K 500 = 4,500$ 株 (2) J グループ $J 3,000 + L 500$ 株 = 3,500株 (3) Mグループ 2,000株 (4) 判 定…★ $\frac{10,000}{10,000} = 100\% > 50\%$ ∴ 同族会社		

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

【資料 5】(続き)

計算過程

2. 役員等の判定

	50%超	10%超	5%超	判 定
K	○	○	○	役 員 ★
L	○	○	×	使用人兼務役員

3. 役員給与

(1) 損金不算入給与

J 3,500,000 円

K 2,000,000 円

合計 5,500,000 円★

(2) 過大役員給与

① 実質基準

M $2,760,000 - 1,200,000 = 1,560,000$ 円 ★

② 形式基準

(イ) 取締役

{ I $(18,000,000 + 5,000,000)$ + J $15,600,000$ + K $(8,400,000 + 6,000,000)$ + L $3,960,000$ } $- 55,000,000 = 1,960,000$ 円 ★

(ロ) 監査役

$2,760,000 - 3,000,000 < 0$ ∴ 0 ★

(ハ) (イ) + (ロ) = 1,960,000 円

③ ① < ② ∴ 1,960,000 円

④ 他の使用人と異なる時期に支給 2,500,000 円★

⑤ ③ + ④ = 4,460,000 円

(3) (1) + (2) = 9,960,000 円,

4. 特殊関係使用人給与

$2,520,000 - 600,000 = 1,920,000$ 円

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

利益積立金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
利益準備金	12,000,000		500,000	★12,500,000
建物C圧縮積立金			30,000,000	★30,000,000
機械装置D圧縮積立金			10,000,000	★10,000,000
建物C圧縮積立金 積立超過額			15,241,629	★15,241,629
機械装置D圧縮積立金 積立超過額			10,000,000	★10,000,000
建物C			789,170	★789,170
機械装置D			83,612	★83,612
特別償却準備金	400,000		1,800,000	★2,200,000
建物C圧縮積立金認定損			△30,000,000	★△30,000,000
機械装置D圧縮積立金 認定損			△10,000,000	★△10,000,000
土地E計上もれ			825,600	★825,600
土地E圧縮超過額			4,580,000	★4,580,000
建物F			9,311,598	★9,311,598
未払賞与否認			13,300,000	★13,300,000
未収法人税及び地方法人税	5,101,900	★5,101,900		0
未収住民税	430,900	★430,900		0
未収法人税等	△7,924,500	★△7,924,500		0
繰越損益金	266,854,223	266,854,223	279,854,223	★279,854,223
納税充当金	52,500	52,500	13,736,700	★13,736,700
未納住民税	△ 52,500	△ ★ 52,500		

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

(2)

当期控除額	★2,128,294円
翌期における繰越税額控除限度超過額	★301,706円
計算過程	
(1) 適用有無の判定 $\frac{408,600,000 - 400,000,000}{400,000,000} \geq 1.5\% \quad \therefore \text{適用あり★}$ ※ $361,600,000 + 63,000,000 - 2,700,000 - 13,300,000 = 408,600,000$円	
(2) 税額控除割合の計算 ① $\frac{421,900,000 - 400,000,000}{400,000,000} < 2.5\% \quad \therefore 15\% \text{加算適用なし}$ ② $\frac{3,500,000 - 3,000,000}{3,000,000} \geq 5\% \quad \text{かつ} \quad \frac{3,500,000}{421,900,000} \geq 0.05\% \quad \therefore 10\% \text{加算}$ ③ くるみん $\therefore 5\% \text{加算★}$	
(3) 控除対象雇用者給与等支給増加額の計算 $408,600,000 - 400,000,000 = 8,600,000 \text{円★} > (408,600,000 - 950,000) - (400,000,000 - 450,000) = 8,100,000 \text{円} \quad \therefore 8,100,000 \text{円}$	
(5) 税額控除限度額の計算 $(3) \times 30\% = 2,430,000 \text{円}$	
(6) 法人税額の特別控除額の計算 $2,430,000 \text{円} > 10,641,472 \times 20\% = 2,128,294 \text{円} \quad \therefore 2,128,294 \text{円}$ $2,430,000 - 2,128,294 = 301,706 \text{円 (5年間繰越)}$	

配点：★1つにつき1点

【合計50点】

8月8日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

第75回 税理士試験 法人税法 講評

第一問

本年の理論問題は、理論を覚えていれば、何を解答すればよいかわからないという問題はありませんでした。ただ、問1の問題は読解に時間がかかり、また、問2(2)については、定額控除限度額適用不可の解答が難解だったと思われます。

焦らずに解答し、問2(2)以外のところで、満遍なく解答できれば、合格点に達するかと思われます。

第二問

難解なところは3～4カ所ぐらいあり、細かいところ複数の引掛けもありました。基本的に解答するのに難しいところもありましたが、点数を積み上げるのはそんなに簡単ではありませんでした。なお、理論と合わせたボリュームから、難解であった賃上げ税制は、白紙であったとしても、合否には影響しないと思われます。

比較的難易度の低い給与関係や別表五（一）Iで点数を稼ぎ、保険差益の圧縮記帳のうち建物部分、土地の交換の圧縮記帳で正確に計算されれば、合格点に達する可能性は高くなると考えられます。

予想合格ボーダーライン

以上より、予想合格ラインは次のとおりと考えられます。詳しくは、8月8日（金曜日）20時からの解答速報会でご説明いたします。

第一問	第二問	合 計
30～35点	26～31点	56～66点



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一步を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8/12(火)20:00~

法人税法

8/14(木)20:00~

相続税法

8/15(金)20:00~

消費税法

8/13(水)20:00~

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2025/9/30 (火)正午まで

WEB講座の詳細・お申込は



Net-School



0120-979-919 (平日 10:00~18:00)



<https://www.net-school.co.jp/>